

鎌倉市地域福祉計画

令和8年度（2026年度）～令和15年度（2033年度）



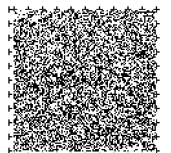
1 地域福祉計画とは

地域福祉は、地域で暮らすすべての人が、互いを尊重し合いながら、安心して自分らしく暮らせるよう、地域全体で支え合い、助け合うことです。本計画により、地域福祉の推進に向けた方向性と取組内容を示し、多様な主体が共働して、地域全体で日常の暮らしを支える仕組みと役割を明確にします。

2 基本理念

本計画の基本理念を「すべての人が、安心して・自分らしく・ともに暮らせるまち かまくら」とします。計画の推進を通じて、市、市社協、福祉事業所、地域団体・ボランティア、市民などのあらゆる主体が、それぞれの役割を生かしながらかつがり、支え合うことを大切にします。多様性を認め合い、誰もが居場所や役割、出番を持ちながら、自分らしく安心して暮らせる社会の実現を図るため、本市の地域福祉を充実していきます。

すべての人が、安心して・自分らしく・
ともに暮らせるまち かまくら



3 目標ごとの施策の方向性と目指す姿（ビジョン）

本計画では、3つの目標を掲げています。以下は、目標ごとに施策の方向性と、その先に目指す地域や暮らしの姿を示したものです。市では、これらを踏まえ、さまざまな取組を進めていきます。

基本目標1 地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

施策の
方向性

1

誰もが安心して暮らせる地域
づくりに向けた支援

- 地域に暮らす住民同士が、日常のちょっとした気づきや声かけを通してゆるやかに見守り合う関係性が構築されることを目指します。

施策の
方向性

3

住民・多様な主体の参画に
よる地域福祉活動と支えあいの
仕組みづくり

- 多様な団体が、地域福祉活動や支え合いの活動を通じて、互いに連携した関係性の構築を図ることで、新たな取り組みやサービスが生まれるなど、官民の多様な主体の連携による課題への対応力向上を目指します。

施策の
方向性

2

地域における活動機会・
居場所の創出と人材育成

- 地域団体・ボランティア、地域づくりに関心のある市民団体、民間事業者など、多様な組織の連携が進み、多世代・多様な住民が交流する場の増加を目指します。



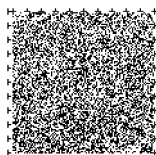
基本目標2 包括的な支援体制と協働ネットワークの構築

施策の
方向性

1

包括的な相談支援・参加支援・
地域づくりに向けた支援の体制
づくり

- 福祉の総合相談窓口や専門相談窓口を通じて、住民の複雑化・複合化した困りごとの相談を受け付け、適切な支援につなげる仕組みが充実することを目指します。また、制度の狭間や複数の制度にまたがる問題に対しても、庁内・関係機関で連携して支援することを目指します。



施策の
方向性

2

庁内・関係機関の連携体制の
強化と重層的支援の推進

- 地域において、相談窓口と関連部署・専門機関との連携が強化され、相談者の負担が軽減されることを目指します。

施策の
方向性

3

情報共有とICT活用による
支援基盤の整備

- 地域の福祉情報が体系的に収集・整理され、わかりやすく、リアルタイムに住民や関係機関へ適切に提供・発信されることを目指します。

基本目標3 制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進

施策の
方向性

1

既存の制度やサービスが届きにくい人へのセーフティネットの強化

- 生活困窮者など既存の制度やサービスが届きにくい人に対し、一人ひとりの状況に応じた包括的・継続的な相談・支援体制を強化し、安心して自立した生活環境が徐々に構築されることを目指します。



施策の
方向性

3

ケアラーへの支援

- ケアラーが安心して相談・交流できる場が整備され、支援者や関係機関間での円滑な連携が進むことで、ケアを必要とする人とケアラーを包括した切れ目のない支援体制の構築を目指します。

施策の
方向性

5

権利擁護にかかる専門性の向上と支援制度の理解促進

- こども・高齢者・障害者虐待の防止に向けて、関係機関が連携し、早期発見・早期対応に取り組むことを目指します。
- 成年後見センターや関係機関を中心に、市民後見人の養成・活用や、成年後見制度の相談・利用支援が実施され、成年後見制度の利用促進が図られることを目指します。

施策の
方向性

2

制度や分野の狭間にある課題への領域横断的な対応の推進

- 複雑化・複合化した課題を抱える住民にとって相談しやすい環境を整え、本人の意思を尊重しながら、専門職が一人ひとりの状況に応じた支援の提供を目指します。

施策の
方向性

4

全世代・多様な人の自立と居住を支える地域づくり

- 年齢や状況に関わらず、誰もが安心して暮らせるよう、居住環境の整備やバリアフリー化が推進されることで、市民が安心して外出できる環境が整い、移動の利便性の向上と社会参加の促進が図られることを目指します。
- 地域に暮らす出所者や保護観察対象者が、相談支援や見守り、交流活動、福祉サービスなどを通じて、自立した生活を続けられる体制が整うことを目指します。

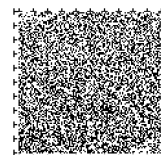


施策の
方向性

6

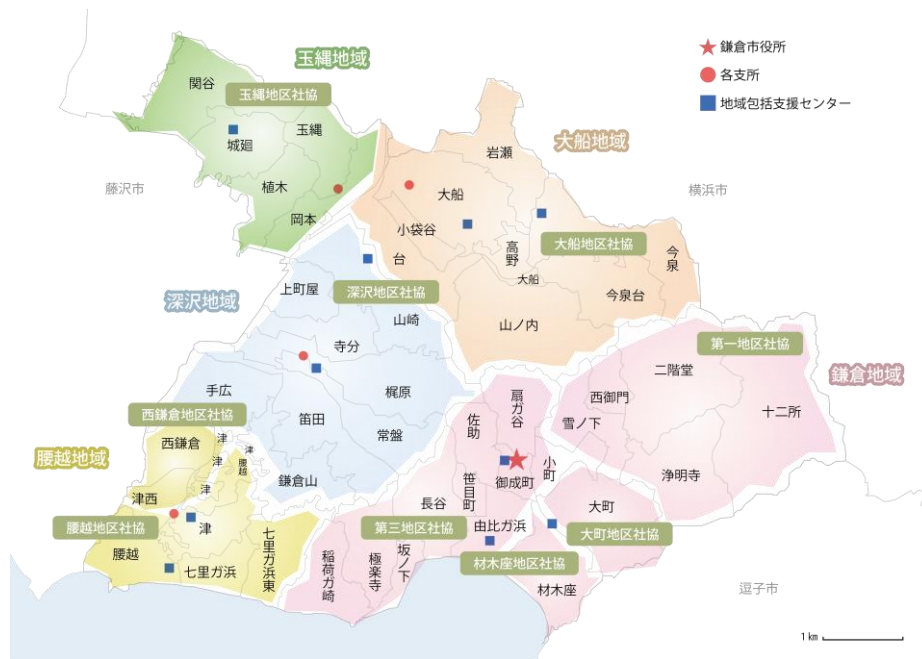
福祉を支える人材の育成・確保（福祉専門人材）

- 福祉人材の確保と専門性の向上を図ることで、福祉サービスの安定的な提供につなげることを目指します。



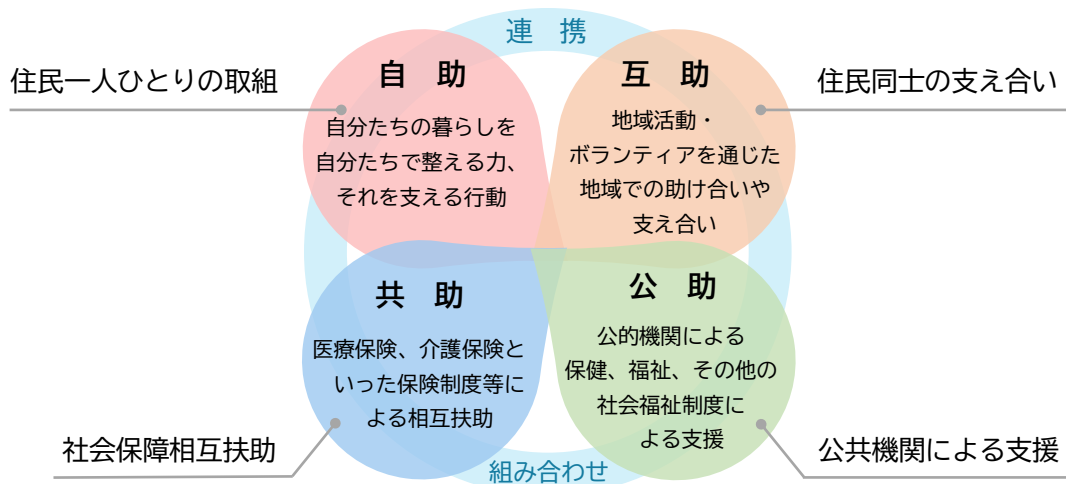
4 「地域福祉」の重層的な圏域図

地区社会福祉協議会の9圏域を、地域福祉を担う基礎的な圏域として位置づけ、地域住民が福祉活動を進めるための活動の単位・範囲とします。



5 「地域福祉」をつくる、それぞれの役割

生活課題が複雑化・複合化する中で、地域福祉の推進においては、行政施策にとどまらず、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合い（互助）、社会保障などの相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）が役割を分担し、相互に連携して取り組むことが重要です。地域における多様な主体の連携を進め、公私のバランスの取れたセーフティネットの充実を図ることを本計画の基本的な考えとします。



鎌倉市地域福祉計画（概要版）

令和8年3月

発行：鎌倉市

編集：鎌倉市 健康福祉部 福祉政策課 地域福祉担当（令和8年4月から）

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

T E L 0467-23-3000（代表） F A X 0467-23-8700

